主 文

原判決を破棄し、第一審判決を取消す。

被上告人の請求を棄却する。

訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士川本作一の上告理由について、

当事者間に争がない事実及び証拠によつて認定できる事実として、原判決の引用 する第一審判決の確定した事実は次のとおりである。すなわち、被上告人は判示( イ)(ロ)(八)(二)の各為替手形各一通額面金額計四三万五五二一円を振出し、 上告人は右各手形につき引受をなしたものであるが、右各手形は被上告人から上告 人に対し昭和三二年一〇月頃から同三三年二月までの間に売渡したアラレ菓子の右 同額の代金の支払のため上告人において引受けたものであること、そして右アラレ 菓子には食品衛生法に禁止されている硼砂が混入していたこと、元来被上告人は昭 和三元年四月頃から澱粉アラレの製造販売を営み、同三二年一月頃から上告人との 間に取引を開始したものであるところ、これに硼砂を使用することの有害なること を当初は知らなかつたが、同年一〇月末頃新聞紙上で硼砂を使用したアラレの製造 が食品衛生法により禁止されていることを知りこれを使用しないでアラレを製造す る方法の研究を始めるとともに、上告人に対し当分アラレの売却を中止したい旨連 絡したところ、上告人は「今はアラレの売れる時期だからどんどん送つて貰いたい、 自分も保健所に出入りしているが、こちらの保健所ではそんなことは何も云つてお らぬ、君には迷惑をかけぬからどんどん送つてほしい」旨申向け送品の継続を強く 要請し、その結果本件の取引が行われたというのである。

思うに、有毒性物質である硼砂の混入したアラレを販売すれば、食品衛生法四条 二号に抵触し、処罰を免れないことは多弁を要しないところであるが、その理由だ けで、右アラレの販売は民法九〇条に反し無効のものとなるものではない。しかしながら、前示のように、アラレの製造販売を業とする者が硼砂の有毒性物質であり、これを混入したアラレを販売することが食品衛生法の禁止しているものであることを知りながら、敢えてこれを製造の上、同じ販売業者である者の要請に応じて売り渡し、その取引を継続したという場合には、一般大衆の購買のルートに乗せたものと認められ、その結果公衆衛生を害するに至るであろうことはみやすき道理であるから、そのような取引は民法九〇条に抵触し無効のものと解するを相当とする。然らば、すなわち、上告人は前示アラレの売買取引に基づく代金支払の義務なき筋合なれば、その代金支払の為めに引受けた前示各為替手形金もこれを支払うの要なく、従つて、これが支払を命じた第一審判決及びこれを是認した原判決は失当と云わざるを得ず、論旨は理由あるに帰する。

よつて、民訴四〇八条一号、三九六条、三八六条、九六条、八九条に従い、裁判 官全員の一致で主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

夫	潤	坂	下	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
郎	朔	藤	斎	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官